栃木県食品ロス削減推進計画改定案の概要

1　計画改定の趣旨

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する一方で、日本では、「食品ロス（本来食べることができるにもかかわらず廃棄される食品）」が多く発生している。

このため、国は令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、令和２（2020）年３月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定。本県では、これを踏まえ、令和３（2021）年 10 月に「栃木県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減の取組を総合的に推進してきた。

その後、令和７（2025）年３月に国の基本方針が変更され、事業系食品ロスの削減目標の見直しや社会経済情勢の変化等を踏まえた施策が盛り込まれたところであり、また、本県においては、現行計画の食品ロス削減目標（平成 30(2018)年度比 20％削減）を達成した。

こうした状況を踏まえ、更なる食品ロス削減の推進に向けて、新たな目標や施策を反映するため、本計画を一部改定する。

2　計画の期間

令和３（2021）年度～令和 12（2030）年度までの 10 年間（令和８（2026）年度一部改定）

3　主な改定箇所

（１）食品ロス削減目標の新規設定

現・目標　R12（2030）年度までに　H30（2018）年度比 20％削減　⇒　新・目標　R12（2030）年度までに　H30（2018）年度比 35％削減

【基準値】	⇨	【現状値】※目標(20％削減)達成	⇨	【新・目標値】
H30（2018）年度 10.1 万トン		R6（2024）年度 7.2 万トン（29％削減）		R12（2030）年度 6.6 万トン（35％削減）

（２）新たな施策の追加

○「自然に健康になれるとちぎ食の環プロジェクト」と連携した取組（食品ロス削減や地産地消を推進する人材育成・食べきりを推進する事業者の支援）

○サーキュラーエコノミー（循環経済）に取り組む事業者の支援

○フードバンク活動団体の基盤強化及び食品を提供する企業・農業者等との連携促進

（３）新たな考え方（コラム内容の追加）

○「mottECO（モッテコ）」…外食時に食べ残した料理について、消費者の自己責任のもと持ち帰る取組

○「ローリングストック法」…家庭での備蓄の際、普段の食品を少し多めに買い置きし、賞味期限の近いものから消費し、消費した分を買い足す方法